

各 国 税 局 長 殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

## 東 日 本 大 震 災 に 関 す る 諸 費 用 の 所 得 税 の 取 扱 い に つ い て (法 令 解 釈 通 達)

標 題 の こ と に つ い て は、下 記 の と お り 定 め た か ら、こ れ に よ ら れ た い。  
な お、こ の 通 達 に よ る 取 扱 い に つ い て は、個 々 の 納 税 者 の 実 情 に 応 じ、懇 切 か つ 具 体 的 に 指 導 す る よ う 万 全 を 期 す る こ と と さ れ た い。

### 記

#### (用 語 の 意 義)

- 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 災害 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第2条に規定する東日本大震災をいう。
- (2) 事業所得等 不動産所得(不動産等の貸付けが事業として行われているものに限る。)、事業所得及び山林所得をいう。
- (3) 被災事業資産 個人の有する棚卸資産及び事業所得等を生ずべき事業の用に供する固定資産(契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。)、個人が賃借をしている資産若しくは販売等をした資産で契約により当該個人が修繕等を行うこととされているもの又は山林で災害により被害を受けたものをいう。
- (4) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号((定義))に規定する確定申告書をいう。

#### (災 害 損 失 特 別 勘 定 へ の 繰 入 額 の 必 要 経 費 算 入)

- 2 個人が、被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額として、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次の(1)から(4)に掲げる費用(以下「修繕費用等」という。)の見積額(平成24年1月1日以後に支出すると見込まれるものに限る。)の合計額(保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」という。))により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額以下の金額を平成23年において災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額については、その者の平成23年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。

この場合、平成23年分の確定申告書に災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書(別紙様式1)を添付するものとする。

- (1) 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
- (2) 災害により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- (3) 被災事業資産の原状回復のための修繕費（所得税基本通達37-12の2（（災害の復旧費用の必要経費算入））に定める被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）
- (4) 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合におけるこの項の適用については、「災害のあった日から1年を経過する日」とあるのは、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」とすることができる。

2 所得税基本通達51-2の2（（有姿除却））の適用を受けた資産については、上記(1)及び(2)に掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができることに留意する。

3 平成24年1月1日以後に支出した修繕費用等の額につき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第1項、第2項又は第3項（（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等））の規定の適用を受けて、平成22年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入したものは、災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができないことに留意する。

#### (被災事業資産の修繕費用等の見積りの方法)

3 2（（災害損失特別勘定への繰入れ額の必要経費算入））の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災事業資産につき、例えば、次の額によるなど合理的に見積もるものとする。

- (1) 建設業者、製造業者等による当該被災事業資産に係る修繕費用等の見積額
- (2) 相当部分が損壊等をした当該被災事業資産の再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎としてその取得の時から平成23年12月31日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額から同日における当該被災事業資産の価額を控除した額

#### (災害損失特別勘定の総収入金額算入)

4 個人が、被災事業資産に係る修繕費用等の額として、平成24年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額について、当該必要経費に算入した金額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、当該金額をその者の平成24年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。

また、平成24年12月31日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定に繰り入れた金額から同日までに総収入金額に算入した金額を控除した残額をいう。以下同じ。）を有している場合には、当該残額をその者の平成24年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。

この場合、平成24年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書（別紙様式2）を添付するものとする。

#### (修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額算入の特例)

5 被災事業資産に係る修繕等がやむを得ない事情により平成24年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額を有している場合において、平成25年1月4日までに災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書（別紙様式3）を所轄税務署長に提出し、その確認を受けたときは、4（（災害損失特別勘定の総収入金額算入））の取扱いにかかわらず、次に掲げる年分に応じ、それぞれ次に掲げる金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、当該金額をその者の当該年分の事業所得等の金額の計算

上、総収入金額に算入するものとする。

(1) 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下「修繕完了年分」という。)

当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額

(2) 平成 25 年分以後修繕完了年分前の各年分 被災事業資産に係る修繕費用等の額としてその者の当該各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額があるときは、当該必要経費に算入した金額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額)

この場合、各年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書(別紙様式 2)を添付するものとする。

(注) 上記の取扱いの適用を受ける場合には、各年分の災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額(翌年 1 月 1 日から当該修繕完了年分の年末までに支出することが見込まれる修繕費用等の額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、災害損失特別勘定の残額を限度とする。)をいう。)を控除した金額を、その者の当該各年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとなる。

#### (災害損失特別勘定を設定した場合の被災事業用資産の損失の範囲)

6 所得税法第 70 条第 2 項((純損失の繰越控除))の規定の適用に当たり、平成 23 年分において災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、同条第 3 項に規定する災害による損失の金額(以下「被災事業用資産の損失の金額」という。)に含まれることに留意する。

#### (修繕費用等の支出がある場合の被災事業用資産の損失の金額の計算)

7 所得税法第 70 条第 2 項の規定の適用に当たり、平成 24 年分以後の各年分の 1 月 1 日において災害損失特別勘定の金額を有している場合には、当該各年分において被災事業資産に係る修繕費用等の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、被災事業用資産の損失の金額に該当する部分の金額に限る。)の合計額からその年分の 1 月 1 日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該年分における被災事業用資産の損失の金額となることに留意する。

#### (繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)

8 2 から 7 までの取扱いは、災害により所得税法施行令第 140 条((固定資産に準ずる資産の範囲))に規定する繰延資産につき、当該繰延資産の基因となる固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

#### (損壊した賃借資産等に係る補修費)

9 個人が、賃借資産(賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。)につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用の額を修繕費として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入しているときは、これを認める。

個人が、修繕等の補修義務がない賃貸をしている又は販売をした資産につき補修のための費用の額を支出した場合においても、同様とする。

(注) 1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用の額は、災害損失特別勘定の繰入れの対象とはならないことに留意する。

2 当該個人が、その修繕費の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 個人が賃借している所得税法第 67 条の 2 第 1 項((リース取引に係る所得の金額の計算))に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこ

ととなる規定損害金(免除される金額及び平成 23 年 12 月 31 日までに支払った金額を除く。)については、平成 23 年分において必要経費に算入することができることに留意する。

別紙様式 1

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → { 事業所得用  
不動産所得用  
山林所得用

(平成 23 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

災 害 の あ っ た 日		①	平成 年 月 日
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (⑪の合計額)	②	円
	保険金等の見込額の合計額 (⑫の合計額)	③	
	繰 入 限 度 額 ( ② - ③ )	④	
災 害 損 失 特 別 勘 定 繰 入 額		⑤	

被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細

被災事業資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災事業資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	事業の用に供した年月日	昭 . . 平	昭 . . 平	昭 . . 平	昭 . . 平
修繕費用等の見積額	修繕費用等の見積額 ⑥	円	円	円	円
	再取得価額等 ⑦				
	未償却残額 ⑧				
	被災事業資産の価額 ⑨				
	見積額のうち 支出見込額 ⑩				
費用の見積額 (⑥と⑩の いずれか多い方の金額) ⑪					
保険金等の見込額 ⑫					

## 書 き 方

この明細書は、個人が、平成23年6月6日付課個2－14ほか1課共同「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、被災事業資産に係る修繕費用等の見積額につき、平成23年分において災害損失特別勘定への繰入れをする場合に使用します。

この明細書は、平成23年分の確定申告書に添付してください。

### ○ 記載要領

- 1 「①」欄は、被災事業資産について災害のあった日を記載します。
- 2 「⑤」欄は、個人が平成23年分において災害損失特別勘定に繰り入れた金額を記載します。
- 3 「被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災事業資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「⑪」欄及び「⑫」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「⑥」欄から「⑩」欄までの記載を省略することができます。

- (1) 「被災事業資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災事業資産ごとに具体的に記載します。
- (2) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「⑥」欄には、被災事業資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成23年3月11日である場合には、平成24年3月11日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下これらの費用を「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、平成24年1月1日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

- a 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
- b 災害により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- c 被災事業資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
- d 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載します。

2 所得税基本通達51-2の2((有姿除却))の適用を受けた資産については、上記a及びbに掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第6条第1項、第2項又は第3項((被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等))の規定の適用により、平成22年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入したものは、災害損失特別勘定の対象とすることができません。

ロ 上記イの「修繕費用等の見積額」は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災事業資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もります。

ハ 「⑦」欄には、相当部分が損壊等をした被災事業資産の平成23年末における再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を記載します。

ニ 「⑧」欄には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災事業資産の取得の時から平成23年末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ 「⑨」欄には、当該被災事業資産の平成23年末における時価を記載します。

へ 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額から「⑨」欄の金額を差し引いて計算した金額を基に計算した見積額のうち、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額で平成24年1月1日以後に支出すると見込まれるものを記載します。

ト 修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記への方法以外の合理的な算定方法によることも認められます。この場合、その合理的な算定方法による修繕費用等の見積額を「⑩」欄に記載します。

- (3) 「⑫」欄には、平成24年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。

別紙様式 2

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 →  $\left\{ \begin{array}{l} \text{事業所得用} \\ \text{不動産所得用} \\ \text{山林所得用} \end{array} \right.$

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

災害のあった日		①	平 . . .	入金	修繕完了年分における取崩額	⑦	円
同上の日から1年を経過する日		②	平 . . .		額算	本年分の要取崩額 (「⑥又は⑦」と⑩との いずれか少ない方の金額)	
修繕完了年分		③	平成 年分	入額	総収入金額算入額 「⑧」 (+延長確認申請書の「③」)	⑨	
本年分 総収	おける 修繕完了 年分前 の年分 に算	本年分の必要経費に算入した修繕費用等の額 (⑩の合計額)		円	翌年分	年初災害損失特別勘定残高	⑩
		④を補填する 保険金等の額			繰越額	総収入金額算入金額 (⑨の金額)	⑪
		差引要取崩額 (④ - ⑤)		⑥		の計算	年末災害損失特別勘定残高 (翌年分へ繰り越す金額) (⑩ - ⑪)

本年分において被災事業資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細

被災 事業 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災事業資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
修繕等の工事の名称等		⑬			
同上の修繕等の工事期間		⑭	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額		⑮	円	円	円
⑮のうち本年分の 必要経費算入額		⑯			

## 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

この明細書は、平成23年6月6日付課個2-14ほか1課共同「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「費用通達」といいます。）に定めるところにより、平成23年分において災害損失特別勘定への繰入れをし、平成24年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。

この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額に算入をする年分の確定申告書に添付してください。

### ○ 記載要領

- (1) 「①」欄には、被災事業資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成23年3月11日である場合には、平成24年3月11日）を記載します。  
(注) 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日を「①」欄に、①の日から1年を経過する日を「②」欄に記載します。
- (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分を記載します。  
イ 平成25年1月4日までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」（以下「延長確認申請書」といいます。）を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分（以下「修繕完了年分」といいます。）  
ロ イ以外の場合 平成24年分
- (4) 「④」欄には、「延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が修繕完了年分前の年分であるときは、「⑩」欄の合計額を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、平成24年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
- (6) 「⑦」欄には、本年が「③」欄に記載した修繕完了年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
- (7) 「⑨」欄には、原則として「⑧」欄の金額を記載します。ただし、平成24年分にあつては、「延長確認申請書」を提出した場合において、同申請書の「平成24年分において総収入金額に算入すべき金額③」欄に記載した金額に相当する金額を含めて記載します。
- (8) 「⑩」欄には、本年分が修繕完了年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
- (9) 「本年分において被災事業資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。  
イ 「被災事業資産」の各欄は、被災事業資産ごとに具体的に記載します。  
なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災事業資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑮」欄及び「⑯」欄に記載することができます。  
ロ 一の被災事業資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。  
a 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。  
b 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。  
ハ 「⑮」欄には、「⑬」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。  
なお、修繕費用等とは費用通達2に掲げる費用をいいます。  
ニ 「⑯」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。





この欄には  
書かずに  
ください。 } →

通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

平成 年 月 日  税務署長	住 所	電話 ( ) -
	連 絡 先	電話 ( ) -
	刀 冊 氏 名	

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が平成24年12月31日までに完了できない事情にありますので、「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」通達に基づき、被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請します。

記

被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分		平成 年 分	
平成24年末の 災害損失特別勘定の残額	①	円 平成24年分において総収入金額 に算入すべき金額 ①-②	③ 円
修繕費用等の見込額 (⑦の合計額)-(⑧の合計額)	②	延長の対象となる平成24年末 における災害損失特別勘定残高 ①-③	④

平成25年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災 事業 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災事業資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
平成25年分以後に完了 すると見込まれる修繕等 の工事の名称等	⑤				
同上の修繕等の工工期間	⑥	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
同上の修繕等の工事に 係る平成25年分以後の 修繕費用等の見込額	⑦	円	円	円	円
平成25年分以後の 保険金等の見込額	⑧				
平成24年末までに修繕 が完了しなかった理由					
申請をした修繕完了年分 に修繕が完了すると 見込まれる事情等					

## 書 き 方

この延長確認申請書は、平成23年6月6日付課個2-14ほか1課共同「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした個人が、被災事業資産に係る修繕等がやむを得ない事情により平成24年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分（被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。）において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。

この申請書は、平成25年1月4日までに提出してください。

### ○ 記載要領

- (1) 「被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完了年分を記載します。
- (2) 「①」欄には、平成24年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の（「⑩」欄-「⑥」欄）に相当する金額を記載します。
- (3) 「②」欄には、平成25年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を平成24年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の「⑨」欄の金額に含めて記載します。

- (5) 「平成25年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

イ 「被災事業資産」の各欄は、被災事業資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災事業資産を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。

ロ 一の被災事業資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。

a 「⑤」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。

b 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

ハ 「⑦」欄には、平成25年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

a 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用

b 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

c 被災事業資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）

d 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

ニ 「⑧」欄には、平成25年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（平成24年中に収受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。